マレーシア

第十一・九条（多数国間協定）1(g)（マラケシュ条約について）	十五年
第十一・十九条（商標の保護）（非伝統的な商標について）	十五年
第十一・二十二条（商標の登録及び出願）2(a)	十年

ミャンマー

規定	経過期間
第十一・九条（多数国間協定）1(g)（マラケシュ条約について）	五年

規定	経過期間
第十一・九条（多数国間協定）1(a)から(g)まで（パリ条約、ベルヌ条約、特許協力条約、マドリッド議定書、WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約及びマラケシュ条約について）	十年
第十一・十九条（商標の保護）（音による標章について）	十年
第十一・二十二条（商標の登録及び出願）2(a)及び(b)	五年
第十一・三十条（地理的表示の保護のための国内の行政上の手続）	十年
第十一・四十八条（植物の新品種の保護）	五年
第十一・七十条（職権による行為の際に権利者により権限のある当局に対して提供される情報）	三年
第十一・七十五条（デジタル環境における侵害に対する効果的な措置）	十年

フィリピン

規定	経過期間
第十一・十九条（商標の保護）（音による標章について）	五年　締約国は、五年の期間が満了した時からの期間の延長につき、フィリピンからの正当な要請を検討する。当該要請は、その求める延長の理由及び適当な期間を示すものとする。

タイ

規定	経過期間
第十一・九条（多数国間協定）1(e)（WIPO著作権条約について）	三年
第十一・九条（多数国間協定）1(f)（WIPO実演・レコード条約について）	五年
第十一・十条（著作者、実演家及びレコード製作者の排他的権利）（実演家について）	五年
第十一・十一条（放送に対する報酬請求権）（実演家について）	五年
第十一・四十四条（十八箇月後の公開）	五年
第十一・六十二条（侵害物品並びに材料及び道具の廃棄）	五年

ベトナム

規定	経過期間
第十一・九条（多数国間協定）1(e)（WIPO著作権条約について）	三年
第十一・九条（多数国間協定）1(f)（WIPO実演・レコード条約について）	三年
第十一・九条（多数国間協定）1(g)（マラケシュ条約について）	五年
第十一・十九条（商標の保護）（音による標章について）	三年
第十一・二十二条（商標の登録及び出願）2(a)（商標の処理のための電子的な出願のシステムの設置について）	五年

附属書十一Ｂ　技術援助に係る要請の一覧

カンボジア

関連規定	技術援助
第十一・二十二条（商標の登録及び出願）2(a)	カンボジアの運用上のニーズに対し支援することを目的として、商標の処理、登録及び維持のための電子的な出願のシステムを設けるに当たって支援する。

ラオス

関連規定	技術援助
第十一・二十二条（商標の登録及び出願）2(a)	ラオスの運用上のニーズに対し支援することを目的として、商標の処理、登録及び維持のための電子的な出願のシステムを設けるに当たって支援する。

ミャンマー

関連規定	技術援助
第十一・十三条（集中管理を行う団体）	集中管理を行う団体の運営並びに集中管理を行う団体の構成員に対するサービスの確立及び提供に関して支援する。
第十一・十九条（商標の保護）（非伝統的な商標について）	商標の審査官が全ての種類の商標（視覚によって認識することができる標章である伝統的な商標に限定されない。）に関する能力を有するために必要な訓練において支援する。
第十一・二十二条（商標の登録及び出願）2(a)	ミャンマーの運用上のニーズに対し支援することを目的として、商標の処理、登録及び維持のための電子的な出願のシステムを設けるに当たって支援する。
第十一・二十二条（商標の登録及び出願）2(b)	ミャンマーの運用上のニーズに対し支援することを目的として、商標の出願及び登録に関する公にアクセス可能なオンラインの電子データベースを設けるに当たって支援する。
第D節（地理的表示）	地理的表示の保護に関する制度の実施及び発展に当たって支援する。
第十一・六十九条（職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標の疑いのある物品の解放の停止）及び第十一・七十条（職権による行為の際に権利者により権限のある当局に対して提供される情報）	ミャンマーの税関当局が職権による行為の執行に関し著作権侵害物品及び不正商標商品を効果的に確認する能力を開発するに当たって支援する。
第十一・七十五条（デジタル環境における侵害に対する効果的な措置）	ミャンマーがデジタル環境における侵害に対する効果的な措置をとるための運用上のニーズに対して支援する。